

著作権法（侵害コンテンツにリンクするアプリ提供行為の刑事責任）

【書誌事項】

当事者：A 検察官（控訴人、台湾台北地方検察署検察官） vs B 社及びその責任者 C 氏、技術担当者 D 氏（被告）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：108 年度刑智上易字第 51 号

言渡し日：2020 年 5 月 21 日

事件の経過：C 氏と D 氏は著作権侵害への幫助により著作権法第 92 条の無断で公開伝送により他人の著作財産権を侵害する罪に該当し、B 社はその代表者、被用者が業務執行により著作権法第 92 条の著作財産侵害罪への幫助に該当するとして、原無罪判決を破棄し、改めて罰金に処する。

【判決概要】

被告は「ドラマアプリ」を提供することにより、使用者が著作権侵害の可能性があるコンテンツに容易にアクセスして視聴できるようにした。「ドラマアプリ」を提供する行為自体は「公衆送信」に該当しないものの、他人の違法送信を幫助した行為に該当するため、違法公衆送信罪の幫助犯として刑事責任を負わなければならない。

【事実関係】

1. C 氏は B 社の責任者で、D 氏はその技術担当者であり、「ドラマアプリ」（以下に「係争アプリ」と称す）を開発し、リリースした。係争アプリは、第三者のウェブサイトの動画リンクを掲載されており、利用者が当該外部サイトへリンクすることで動画を見ることができ、自ら動画を検索する時間を省くことができる。
2. 権利者が台湾で公開伝送権を専有する二本の韓国ドラマ（以下あわせて「本件著作物」という）を、誰かが無断で YouTube や Dailymotion のプラットフォームに公開伝送し、それを C 氏と D 氏がプログラムを通じて上記の動画リンクを係争アプリのビデオオンデマンド再生メニューに掲載し、台湾内で係争アプリをダウンロードした不特定の者に YouTube や Dailymotion のプラットフォームへアクセスさせ台湾で本件著作物を見させることにより、前掲不特定の成年者による権利者専有の公開伝送権の侵害を幫助していた。
3. 本件につき、台湾台北地方法院が第一審判決で被告を無罪とした理由は、下記の通りである。

(1) 被告はただ「ハイパーリンク」を提供することで外部サイトへのアクセスを容易にするだけなので、「公開伝送」にあたる行為ではない。

(2) 本件における「実際に公開伝送を行った行為者」が不明で、主観的に被告には共同犯罪の意思の連絡又は幫助の意思が見られない上、客観的に被告は行為の分担により犯罪に関与するわけもないため、共同正犯又は幫助犯は成立しない。

(3) 2019年5月1日付の著作権法第87条第1項第8号の追加で、「公衆にコンピュータプログラムを提供し、著作権侵害コンテンツを集めたウェブサイトのアドレスにアクセスできるようにする」行為が罰せられることからわかるように、「罪刑法定主義」及び「法律不遡及の原則」に基づき、被告がドラマアプリを提供する行為は、著作権を侵害する公開伝送には該当しない。

4. A 検察官は第一審の台湾台北地方法院の判決を不服として、第二審の智慧財産法院に控訴した。

【判決内容】

智慧財産法院は原審判決を破棄し、被告C氏とD氏の二人を不正な公開伝送罪の幫助犯と認定し、有罪とした理由は下記の通りである。

(1) 本件著作物を不正に公開伝送した正犯による犯罪の結果発生地が台湾内である以上、刑法第4条により、台湾内での犯罪に該当し、不正な公開伝送により著作権法第92条の罪を犯した者は、台湾刑法の処罰を受けるべきである。

(2) 係争アプリにより本件著作物のリンクが提供され、利用者に本件著作物に容易にアクセスさせることで、本件著作物の不正な公開伝送による損害が拡大したため、被告には確かに不正な公開伝送を幫助した行為があった。

(3) 2019年の著作権法第87条第1項第8号の追加で、ハイパーリンクを提供する行為を直接に法律の明文により「権利の侵害と見なし」、違反者を同法第93条により罰し、著作権法第93条の罪の「正犯」に該当するようにしたほか、その不法行為に関わる共同正犯や幫助犯の成立につき第92条の不正な公開伝送罪の正犯と共に検討することも不要となったため、共同正犯や幫助犯の立証が困難であるという問題を解消しただけであり、これは著作権法第87条第1項第8号の追加前において、ハイパーリンクを提供する行為が「犯罪を構成しない」というわけではない。

【専門家からのアドバイス】

1. ドラマアプリの提供が果たして著作権侵害を構成するか否かをめぐって、本件と類似する前案があるが、当該事案も被告がドラマアプリを提供して、使用者が容易に YouTube や Dailymotion 等サイトにアクセスして著作権侵害コンテンツを視聴できるようにしたものであり、前案の判決結果及び理由はそれぞれ次のとおりである。
2. 第一審を担当する台湾台北地方法院は、アプリを提供する行為自体は公衆送信行為に該当せず、侵害コンテンツをアップロードして公衆送信をしたのは別人であり、被告の提供するアプリではないとして、被告に無罪案決を言い渡した (2019 年 2 月 14 日付け台湾台北地方法院 107 年度智易字第 42 号刑事判決)。
3. 第二審を担当する智慧財産法院は、被告は主観的にアプリが使用者を外部の動画共有サイトに誘導して侵害コンテンツを視聴させると知りながら、客観的に侵害コンテンツへのリンク情報等を系統的に集約して、ラインナップが充実し必要な機能も完備したオンデマンド配信アプリに仕上げたため、公衆送信行為を構成し、公衆送信の方法により他人の著作物財産権を侵害する罪を犯したとして有罪判決を言い渡した (2019 年 7 月 18 日付け智慧財産法院 108 年刑上易字第 26 号刑事判決)。
4. 最高法院は、「侵害コンテンツへのリンク情報を提供する」行為自体にアップロードやダウンロード行為が含まれず「公衆送信」の客観的定義に該当しないにもかかわらず、原判決が「行為人が外部の動画共有サイトは海賊版サイトであると知りながら、悪意により著作権侵害を犯す」等主観的要件、並びに「手作業でコンテンツを選別・検索してアップロードすることや、問題排除のため一旦削除した後再アップロードすること」等「公衆送信」という客観的要件と全く無関係の事項をもって、被告に「公衆送信」という客観的行為があると判断したのは、審理不尽、理由不備の違法があるとして、智慧財産法院の原判決を破棄し、智慧財産法院へ差し戻す判決を下した(2020 年 6 月 30 日付け最高法院 109 年度台上字第 2616 号刑事判決)。
5. しかしながら、本件は使用者が容易に海賊版サイトにアクセスして侵害コンテンツを視聴できるようにするためのアプリを提供する点で前案と共通しているものの、本件においては智慧財産法院は前案(智慧財産法院 108 年刑上易字第 26 号刑事判決)と異なる判決を言い渡し、被告が直接公衆送信行為を構成するか否かを論じずに、被告が主観的に違法コンテンツの公衆送信による被害を拡大させる行為に該当することを知りながら客観的にそれに従事していたため、違法公衆送信罪の「幫助犯」を構成するとの判断を下した。

6. 本件が上訴された後、智慧財産法院の見解が最高法院で支持されるのであれば、最高法院により差し戻された前案判決(智慧財産法院 108 年刑上易字第 26 号刑事判決)に関しても、智慧財産法院が違法公衆送信罪の「幫助犯」として処罰する可能性が高く、今後の動向に注目が必要である。もし裁判所の実務的見解が一致に至れば、2019 年に新設された著作権法第 87 条第 1 項第 8 号規定(侵害コンテンツへのリンクの提供を直接法律で「侵害行為とみなす」と明確に定める)が施行される前、ドラマアプリを提供する行為は違法公衆送信罪の「幫助犯」として処罰することができる。改正法が施行された後にドラマアプリを提供する行為は、著作権法第 87 条第 1 項第 8 号規定により、直接著作権侵害行為とみなされ、著作権法第 93 条の罪の正犯に該当し、すなわち、その不法行為は第 92 条の違法公衆送信罪の正犯と結び付けた上で幫助犯として処罰する必要がなくなる。